

# 審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条の5第2項
処 分 の 概 要：原動機を用いる身体障害者用の車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合</li><li>・ けい椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合</li><li>・ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車を使用する場合</li></ul> などである。
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署の交通課
備 考：